

令和3年度（2021年度）予算編成方針

我が国の経済の状況は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、依然として厳しい状況にあるが、先行きについては、感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しの動きが続くことが期待される。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を令和2年（2020年）7月に閣議決定し、当面の経済財政運営として、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意を持つとともに、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するため、国内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、時機を逸することなく対応するとしている。

国の令和3年度（2021年度）予算編成においては、現下の情勢下において政府として感染症への対応が喫緊の課題であることから、概算要求期限を1か月遅らせ、概算要求の仕組みや手続きをできる限り簡素なものとし、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うこととしている。

また、感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き出している中で、デジタル化の活用をはじめ、日本社会の進化を先取りする変革を進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指すため、経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具現化を図るものとしている。改革を推進するにあたり、人々の満足度が見える化し、分野ごとのKPI（重要業績評価指標）に反映するなど、エビデンス（根拠）に裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、EBPM（証拠に基づく政策立案）の仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、未来へ繋がる支出を行い、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現することとしている。

感染症の拡大により、人々の生活様式は一変し、我が国の経済は急激に悪化し、今後の感染症の動向によっては、日本をはじめとした世界経済も大きく変動する懸念があるなど、先行きが見通せない状況となっている。加えて、先般、菅新内閣が発足

し、前内閣の路線を継承しつつも、新たな課題に取り組む姿勢を示しており、今後の動向も注視しなければならない。

こうした中、感染症の影響による個人所得や企業収益の悪化により、歳入の根幹である市税が大幅に減収となり、回復までに相当の期間を要することが予想され、加えて法人市民税の国税化の影響などにより、極めて厳しい局面に立たされている。また、感染症の影響が長期化することが見込まれるため、引き続き感染症対策を講じていくことが必要であるとともに、インフラ施設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持補修費や、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増等による経常経費の増等への対応に加え、景気動向によっては、扶助費の増加が予想される中で、例年以上に大変厳しい状況となることが想定される。

このような厳しい財政状況下にあっても、職員一人ひとりが危機意識を持ち、事業の有効性や効率性について施策評価の結果等を精査した上で、真に必要な施策を見極め、経費全般の節減と合理化を進め、各事務事業を厳しく見直すとともに、更なる経常経費等の抑制・削減を図ることで長期的な展望に立った財政運営に努める必要がある。さらに、財政健全化法により一般会計だけでなく、特別会計・企業会計・市の出資する公社等を含めた市全体としての財政の健全化が求められており、第6次東海市行政改革大綱に基づき、行政資源の再配分・最適化を徹底し、既存事業の見直しによる事業の再構築、限られた財源の効率的・重点的な活用を図っていくこととする。

令和3年度（2021年度）予算編成にあたっては、第6次総合計画の五つの理念と6分野・38のめざすまちの姿の実現を目指すとともに、行政資源の効果的な活用と各施策の着実な展開を図るものとし、本市を取り巻く環境においては、約1年延期となっている東京オリンピック・パラリンピックの開催、アジア競技大会の開催、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通、西知多道路の着工、中部国際空港の二本目滑走路をはじめとする機能強化に向けた動き等により、今後、人やモノの流れが大きく変わる大型プロジェクトが予定されていることから、長期的展望に立ち、ハード・ソフト両面とも将来的な投資効果が見込まれ、かつ、より市民満足度の向上につながるよう令和2年（2020年）3月に策定した第2期東海市総合戦略の基本目標に掲げた「リニアインパクトを見据えた地域活性化・にぎわい創出」、「人づくり（人材育成）」、「子育て支援・女性の活躍支援」、「健康づくり・生きがいづくり」に加え、国土強靱化による防災力強化、感染症や経済危機にも強い地域をつくる

「新しい生活様式」への対応といった、次の50年を見据えた将来のまちづくりに必要な事務事業に対し優先的に予算措置することとする。

予算要求にあたっては、感染症の影響により、本市の財政状況は非常に厳しい状況が当面続くことが見込まれ、これまでのように安定した財源に裏付けされた事業の遂行は困難となるものと予想されることから、限りある財源をより効果的・効率的に配分していく必要がある。

そのため、本市が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応できるよう職員一人ひとりが経営的な視点を持ち、今後の財政状況を十分に認識した上で、各事業の目標や成果を確認し、各施策の優先度・重要度を見極めた上で予算要求すること。

また、将来にわたる持続可能なまちづくりのため、財政基盤を強化していくことが、必要であることから、歳入では、国県補助金に関する情報収集や手数料等の受益者負担の適正化等に努めるなど、財源の確保を積極的に行うこととする。歳出では、極めて厳しい財政状況であることから、施策等の評価を踏まえて、職員自らが事務事業の有効性の判断を徹底し、良好な市民サービスの提供と市民満足度の向上につなげていけるよう事務事業の改革及び業務改善を徹底的に実施していくものとする。さらに、事業の合理化及び効率化に努めるとともに、各施策に対する貢献度により事業の優先順位の精査を行うこととし、法令等で定められた経常的な経費であっても裁量のある経費については徹底的に無駄を排除し、真に必要な経費のみを要求するものとし、積極的に経常経費の削減を図ることとする。

なお、非常に厳しい財政状況が見込まれることから、原則、新規事業は認めないものとするが、やむを得ず新規事業等を要求する場合については、必要性、費用対効果などを検討し、国県補助金等の財源確保に努めるとともに、既存事務事業の廃止又は縮小により財源を生み出すことを原則とし、公共施設等の新設、更新、機能増進のためのリニューアル等にあたっては、公共施設等総合管理計画及びPFI等活用指針に基づき、長寿命化・複合化・広域化及び民間活力の活用など、効果的・効率的な公共施設等の整備等を令和2年（2020年）3月に策定した公共建築物再編計画（アクションプラン）により推進することとする。

なお、前述の諸事情を踏まえ、最少の経費で最大の効果が得られるよう、次の注意事項に従って、要求すること。

記

I 一般的事項

1 総計予算主義の原則を踏まえ、年間を通した予算を見積もるもので、歳入については制度上可能な財源の確保に最善の努力を払い、歳出については合理的、効率的な行政活動が発揮できるよう検討し、適正かつ詳細な積算に基づく見積書を作成すること。

また、単年度のみのお考えではなく、将来への展望を見据えた計画的な予算となるよう注意すること。

2 予算編成にあたり、第7次実施計画における令和3年度（2021年度）の財政計画を基本とし、今後の経済状況等を勘案した市税収入等を見込んだ上で、当初予算編成においては、施策ごとの事業費を課等別に集計し、以下の手順で枠配分及び編成を行う。

(1) 実施が法令等で義務づけられている事業を「義務的経費」、施設等の管理に必要な経費を「施設管理経費」、特別会計への繰出金及び一部事務組合への負担金を「他会計繰出金等」、第7次実施計画の令和3年度（2021年度）に設定された事業を基本とした「実施計画経費」、これら以外の「その他経費」に区分し、令和2年度（2020年度）当初予算ベースに令和2年（2020年）9月議会までの補正予算に計上した事業（債務負担行為含む）や隔年実施事業を考慮して算定した額を基準として、現時点で見込まれる市税収入の減等を反映した財政フレームの範囲内において経費ごとに削減を実施し、一般財源を各部へ配分する。

そのため、全ての歳出経費を「ゼロベース」で見直し、経常経費等の抑制・削減はもちろんのこと、事業の見直しによる廃止・削減を図るとともに、国県補助金だけではなく、民間資金の活用など新たな財源の確保に努め事業の緊急度や優先度を見極め、配分した一般財源の額の範囲内で要求すること。

なお、今後の経済状況や制度改正により、歳入・歳出見込額が増減することも想定されるため、配分額がそのままの予算として確保されるものではないもの。

(2) 「実施計画経費」については、第7次実施計画の令和3年度（2021年度）に設定された事業のみとし、配分した額以内で要求すること。ただし、配

分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。

- (3) 「他会計繰出金等」は、経費の内訳を「義務的経費」、「施設管理経費」及び「その他経費」に区分した上で算定し配分しており、経費ごとに配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (4) 「義務的経費」及び「施設管理経費」については、各々配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (5) 「その他経費」については、新規事業の要求にあたっては配分した額以内で要求すること。ただし、真にやむを得ず、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (6) 要求にあたっては、「実施計画経費」、「義務的経費」、「施設管理経費」、「他会計繰出金等」及び「その他経費」のそれぞれで、一覧表を作成することとし、「実施計画経費」及び「その他経費」については、それぞれ部等単位で優先順位を付すこと。
- 3 令和3年度（2021年度）4月に市長選挙を控えていることから、当初予算においては、経常経費を中心とした骨格予算を編成するが、各部等からの予算要求については、全体予算を把握するため、通年ベースで要求すること。
 - 4 感染症への対策については、当分の間、感染の完全な収束への見通しは困難であることから、現在の状況が継続することを前提とし、ウィズコロナ・アフターコロナ社会における「新たな日常」に対応した予算要求とすること。
 - (1) 各事務事業については、現状のコロナ禍が継続する想定の下、感染症の感染対策等の検討にあたって、各事業の課題を的確に捉え、実施方法等を再度検証し、事業のあり方について必要に応じて見直しを行い要求すること。
 - (2) 緊急事態宣言が発令された場合については、補正予算や予備費等で対応する予定であるため、当該状況を想定した経費は要求しないこと。
 - 5 行政改革大綱推進計画の推進項目となっているものは、年次計画に基づき、管理目標を達成するために必要な検討を行い、検討内容を反映した予算要求をすること。
 - 6 法令、条例、規則等に基づく予算要求を行うとともに、その内容を的確に把握

し、不適切な運用とならないようにすること。制度の改正によるものは、旧制度と新制度との比較をして変更部分を明確にし、根拠条文等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

また、新たに根拠を必要とする事業にあつては、条例及び規則については総務法制課と、要綱については財政課と、複数の課等が関連する事務事業等にあつては関係各課等と事前に調整し、予算要求と整合を図ること。

なお、総務法制課及び財政課との調整については、制定案又は改正案等をもって調整すること。

7 議会の要望事項、監査の指導事項、政策推進会議での指示・検討事項、前年度予算査定時及び予算執行時での検討事項等については、趣旨、内容を十分把握し、適正に処理した要求とすること。

8 国及び県における今後の動向を注視し、最新の情報収集に努め、補助金については的確な交付見込額を掌握し、歳出においては単独分と補助分、法令等に基づく義務的経費と、それ以外の経費を明確に区分すること。予算要求後においても国県補助負担金の制度変更等が判明した場合は、事業の見直し等を検討した上で資料等を提出すること。

また、後年度負担となるような事業補助金については慎重に検討すること。

なお、国県補助負担額が削減となった事業については、安易な継続を慎み、再度見直しを行い、交付率等で削減されたものについては、事業費の減額に努め、補助対象事業でなくなったものについては、事業を廃止すること。やむを得ず従来どおりの事業を継続する場合は、削減できない理由等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

9 広域的な調整を必要とする事業については、企画政策課と連携して5市5町等の調整を図るとともに、その結果に基づき事前に方針決定を受けておくこと。

なお、要求する場合は、他市等の状況が分かる資料を提出すること。

10 各種施策について、近隣他団体の状況を調査比較し、突出した行政サービスとなっているものは見直しを検討すること。

11 建築、土木関係事業費については、あらかじめ建築住宅課、土木課等と十分協議し、適正な要求をすること。

特に、公共建築物の管理保全に伴う維持補修については、建築住宅課と事前に

協議し、要求をすること。

12 下水道の供用開始に関連する経費については、下水道課と調整し、計上漏れのないようにすること。

13 関係部課等相互の連絡を密にして、事業が競合しないよう調整を図ること。
特に、同種の講座や教室を開催する場合は、関係各課等や各種団体等で協議し、統合に向けて検討すること。

なお、関係部課等間で未調整の事業又は重複要求の事業などは、全てゼロ査定とするので注意すること。

14 土地開発公社又は土地開発基金での土地購入または、土地開発公社又は土地開発基金からの土地の吸い上げを予定している場合は、事前に財政課と協議すること。

15 東海市シルバー人材センターで可能な業務については、同センターを積極的に利用すること。

16 障害者優先調達推進法に基づく調達方針により、市内の障害者就労施設等から来年度の物品等の購入に努めること。

17 新規及び増額の補助金等は、原則として認めないが、やむを得ず要求する場合は、事前に補助金交付要綱案により財政課と調整したうえで要求すること。

18 公共工事コスト縮減に積極的に取り組んだ要求内容とすること。

19 まちづくり協働推進事業については、積算基準に基づき適正に見積もること。

20 計画的に購入している物品については、現在の保有数量と今後の購入計画を年度ごとに予算見積書に記載すること。

21 特別会計については、その設置目的に従い、独立採算制を前提に一般会計に準じて見積もること。

22 消費税については、課税対象のものは消費税を適切に転嫁して積算し、消費税率の引上げ及び軽減税率制導入に係る注意事項(キャビネット：財政課＞予算編成・債務負担管理システム関係)を参考に要求すること。

23 複数年にわたるハード及びソフト事業において、現在実施している事業であっても目的、必要性、実施時期を十分に考慮したうえで事業規模の縮小、廃止について再検討すること。また、試行的に実施している事業については、効果、必要性の検証結果を示したうえで要求すること。

- 24 投資的（ハード）事業については、今後のスケジュール及び総事業費を予算見積書等に記載すること。
- 25 提出に当たっては、各部・課等の長が十分内容を精査、調整したうえ、提出期限である**11月5日（木）正午**までに必ず提出することとし、予算査定時に追加で要求することがないように注意すること。